

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和4年6月9日開催 日本損害保険協会〕

1. 火災保険水災料率の細分化について

- 2022年3月、火災保険水災料率の細分化に関する有識者懇談会が取りまとめ報告書を公表。日本損害保険協会においても、オブザーバーとして出席いただき、火災保険の補償や料率の現状、顧客への情報提供の実態等について説明いただくなど協力いただいた。
- 報告書の内容のうち、今後各社において細分化に係る検討を進める際に特に留意をいただきたいことについて、2点申し上げたい。

《料率体系におけるバランスの重要性》

- 報告書では、水災料率細分化について、保険料のリスクアナウンスメント効果による高リスク契約者のリスク認識向上と、保険料負担の公平性向上による低リスク契約者の経済的負担感の軽減により、社会全体として水災への備えを高めていく効果が期待されると評価されている。その上で、こうした効果を阻害しない観点から、高リスク契約者の保険の購入可能性にも配慮した料率体系とすることが求められている。
- 各社においては、顧客獲得等の観点だけではなく、料率格差や地域区分などの面でどのような料率体系とすることが、消費者全体に対して水災補償の普及を促進する上で適切なものか、保険料負担の公平性と保険購入の可能性のバランスを念頭において検討を進めていただきたい。

《顧客への情報提供の重要性》

- 細分化により高リスク契約者の負担感の増加が懸念される中で重要となるのは、自身のリスクを正しく認識した上で加入の必要性を判断してもらうことである。また、低リスク契約者についても、ハザードマップに示されない様々な水災リスクに対する理解が不足していると、経済的負担感の軽減だけでは水災補償離れの抑制に繋がらない可能性もある。

- こうしたことを踏まえ、報告書では、細分化による水災補償の普及の実効性を補完する観点から、顧客に対する水災リスク情報提供の重要性が強調されている。各社においては、こうした情報提供は単なる顧客サービスではなく、細分化を適切に進めていく上で必要な施策であるということを理解いただいた上で、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたい。
- 金融庁においても、日本損害保険協会等と連携して水災補償の普及に向けた消費者への情報発信に取り組むとともに、料率機構や各社における具体的な検討や取組みがより適切に行われるよう、しっかりと対話を行っていきたいと考えている。

2. 気候変動リスクに係るシナリオ分析について

- 金融庁では、世界的にもシナリオ分析手法について確立されたものがない中で、大手損保3グループとともに初回のシナリオ分析を行った。これは試行的取組みと位置づけ、分析手法の確立や、分析結果の将来的な活用に向けた課題・論点等を把握して今後の改善を図っていくことを目的としている。
- 今回のシナリオ分析の対象は、重要性の観点から物理的リスクに限定。具体的には、風災と水災について2050年や2100年といった将来の特定した時点における特定災害を設定した上で実施。現在分析結果の取りまとめを行っているところであり、近々その概要を公表したい。
- 今後は、料率機構が保有するリスクモデルを、火災保険を取り扱う全ての社がシナリオ分析等に活用できるよう、検討を進めていく予定。具体的な進め方については、2022事務年度以降に相談をさせていただきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

3. 損害保険代理店への対応について

- 損害保険代理店への対応について、ここ数年来、代理店からの意見を踏

まえ、代理店統廃合や手数料ポイント制度等に係る諸課題の改善に取り組んでいるものと承知。

- 金融庁としても、損保各社の取組みのフォローアップや、損保業界や代理店との対話を継続的に実施してきた。その一環として、2021年に引き続き、2022年4月、日本損害保険代理業協会（日本代協）及び都道府県代理業協会と意見交換を行った。
- その中では、損保会社主催で体制整備に係るセミナーの提案がなされた事例や、自転車保険加入義務化の条例施行に際し、損保各社の協力により自転車保険の相談窓口を代理業協会に一元化できた事例など、損保会社の垣根を超えた協力について感謝する声があった。
- 一方で、例えば、手数料ポイント制度については、「個社の商品の押し付けで、必ずしも顧客本位とは言えないのではないか」、「幅広い商品提供を図るために乗合代理店化をしようとするすると手数料が下がる」、「頻繁に制度が変わるが、事前に丁寧なコミュニケーションをお願いしたい」といった意見も引き続き出ている。
- 損害保険各社と代理店との間は、多くが良好な関係を築いていると理解しているが、こうした意見について、対話を継続するなど、課題解決に向けた自主的な取組みをお願いしたい。
- 代理店チャンネルは、損保会社の主力保険販売チャンネルであり、損保代理店の数は約16万店と非常に多い。金融庁としては、保険業界とも協力しながら、保険代理店がより顧客本位の業務運営を徹底していただくことが重要と考えている。
- そうした観点から、金融庁としては、引き続き、
 - ① 財務局・金融庁のさらなる連携の強化
 - ② 損保会社・代理店の円滑な連携や、代理店の業務品質の高度化の促進
 - ③ 電子化の推進による、保険代理店・当局の事務負荷の削減

といった取組みを進めていくとともに、代理店事業報告書の改定を行い、モニタリングの端緒を効果的に把握するとともに、代理店による自律的な

体制整備等に活用することとしている。

- 損保業界においては、代理店との円滑な連携や、業務品質の高度化などに、しっかりと取り組んでいただきたい。

4. 遺伝情報・ゲノム情報の取扱いについて

- 4月6日に、日本医学会・日本医学会連合、日本医師会が、「「遺伝情報・ゲノム情報による不当な差別や社会的不利益の防止」に係る共同声明」を公表し、国、監督官庁や保険会社等の事業者および関係団体に対して、ゲノム医療の普及のための必要な方策を図るよう要請が行われた。
- 日本損害保険協会においては、同声明を受けて、損保分野における遺伝情報・ゲノム情報の現在の取扱いを広く周知し、不当な差別や社会的不利益の防止を図る観点から、「損害保険の引受・支払実務における遺伝情報の取扱い」に係る周知文書を自主的に取りまとめて、5月27日に公表したものと承知。
- 周知文書の中では、現状の遺伝情報の取扱いについて、
 - ・ 損害保険の引受・支払実務においては、客観的・合理的かつ公平に判断を行い、人権尊重を基本とした取扱いを行っていること
 - ・ こうした取扱いにおいて、遺伝学的検査結果の収集・利用は行っていないこと
 - ・ 医療の進歩や社会的な議論の成熟等、環境や情勢の変化に応じ、見直しを行うことを含めて適時・適切に対応すること、見直し時点までは取扱を維持することなど、明確化を図っていただいた。

- 金融庁としても、保険の引受・支払実務がゲノム医療の利用・普及促進の阻害要因とならないように対応していくことが重要と考えている。については、各損保会社においては、今回の周知文書の内容に基づいて、引受や支払の際に顧客の誤解を招かない説明を改めて徹底するなど、引き続き、

適切な対応をお願いしたい。また、日本損害保険協会においても、今後の環境や情勢の変化に応じて、適時・適切な対応をお願いしたい。

5. 「精神的な二次被害」への対応について

- 自動車保険等における交通事故の賠償責任をめぐる被害者等とのやり取りに関し、損保会社の社員の発言や民事訴訟等におけるその代理人弁護士の主張内容等が配慮に欠け、被害者及びそのご家族が「精神的な二次被害」を感じるものが少なからずあると理解しており、これらを踏まえたより一層の取組みが必要と認識。
- 損保各社においては、被害者やそのご家族の心情面に寄り添った対応をお願いしたい。この対策として、例えば、他業界における先進的な取組みも参考にしつつ、日本損害保険協会において、ガイドライン等を策定するなど、業界内で目線を合わせた上で、社員教育の高度化等に取り組んでいただきたい。
- また、本件においては、損保会社から委託される弁護士と被害者のコミュニケーションも重要な論点であり、各社において、改善に向けた取組みを進めていただきたい。金融庁としても、関係機関と連携し、改善に向けて働きかけを進めていく予定。
- 既に、日本損害保険協会においては、本問題について検討を進められていると聞いており、引き続き、損保業界が一体となって、本件に関する取組みを進めていただきたい。

6. 保険業界の地域連携に係る取組みについて

- 各地域においては、人口減少・少子高齢化やコロナによる経済の停滞など、様々な課題が山積している。こうした中、損保業界においては、そうした地域課題の解決に積極的に取り組んでおり、地域に貢献したいという方々が多数おられることと承知。

- 金融庁としても、こうした取組みを後押ししたいと考えている。そこで、4月28日に開催された財務局長会議において、保険業界の取組みを地域のパイプ役として「地域連携」に取り組む各財務局に紹介するとともに、
 - ・ 財務局・財務事務所が、自治体の首長等を訪問して地域の課題やニーズについて話をする際、保険業界の取組みがマッチしそうなケースがあれば、それを紹介する資料をお渡しして、連携の足掛かりを作って欲しいこと
 - ・ 保険業界の取組みが地域に貢献できそうであれば、それが持続的なものとなるためにも、保険業界にも地域のプラットフォームへの参加を声掛けしたり、主催者に紹介して欲しいこと

を申し上げた。

- 今後、日本損害保険協会の資料に記載された各社の連絡先の方々などに対して、自治体や財務局から事例に関する問い合わせや、地域連携に向けた具体的な相談があると思うが、その際には、是非、前向きな対応をお願いしたい。

7. 自然災害リスク管理について

- 2021 事務年度においても、5月に再保険スキームの更改状況を中心とした各社の自然災害リスク管理態勢についてモニタリングを実施。
- 再保険については、直近2年間ではわが国で大規模な自然災害が発生していないにもかかわらず、過去の大規模災害や、さらには、昨年 of 北米の巨大ハリケーン（アイダ）や欧州の洪水等の影響、また気候変動による今後の不確実性等が考慮され、マーケットはハード化が継続しており、今回の更改においても再保険料はさらに引き上げられている。一方で、異常危険準備金残高については、減少傾向に歯止めがかかっていることを確認しており、無税枠を上回る積立てや種目間調整を行い、残高の回復を図っている社も少なくなかった。
- こうした中、発生頻度の高い下層部分について引受に後ろ向きな再保険

会社があるなど再保険更改交渉は難航したものの、コスト上昇を容認し既存の再保険カバーを維持した社や、自社で保有するリスクを増やすことでコスト上昇を回避した社など、各社の保有ポートフォリオや残高が回復した異常危険準備金等の資本の状況を踏まえ、各社ERMの観点に基づき、経営レベルの論議を行い、資本・リスク・リターンのバランスを図るために工夫を凝らした再保険スキームを構築していた。

- 各社においては、引き続き、経営が主体となり、ERMに基づく自然災害リスク管理の一層の強化をお願いしたい。

8. 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の公表について

- 3月25日に、第二期目となる「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定の上、公表。
- 同計画において、「金融機関には、地域連携ネットワーク（地方公共団体や地域の福祉機関等）の関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される」旨、記載された。
- 損保会社においては、厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う職員や代理店等への周知を通じて、引き続き成年後見制度の理解を促進していただきたい。

（参考）第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）抜粋

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（4）各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性ととも、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

- ③ 中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進
ア 協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

(ア) 基本的な考え方

・さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者等との連携も求められる。金融機関には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

4 優先して取り組む事項

(1) 任意後見制度の利用促進

③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

・金融機関には、3（3）③ア（ア）の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。

- また、同計画において、「利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である」旨が記載された。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体と連携し、高齢者等のニーズに的確に対応した商品・サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。

9. 全銀協 TIBOR エクスプロージャー調査について

- 日本円 TIBOR 及びユーロ円 TIBOR については、公表主体である全銀協 TIBOR 運営機関において、透明性・頑健性・信頼性の一層の向上を図るための検討を継続しているところ、5月31日には全銀協 TIBOR 運営機関より、2021年12月末を基準日とする「全銀協 TIBOR エクスプロージャー調査」の結果概要が公表された。

- 全銀協 TIBOR 運営機関においては、今回調査の結果も踏まえ、今後日本円 TIBOR、ユーロ円 TIBOR へフォールバック・レートを設定する上での論点に関する市中協議や、ユーロ円 TIBOR を 2024 年 12 月末日途で廃止する可否に関する市中協議を実施予定。
- 金融庁としても、円金利指標の頑健性等向上の観点からこうした取組みを後押ししていきたいと考えており、今後金融機関におけるユーロ円 TIBOR 廃止の可能性を念頭に置いた移行準備対応や、日本円 TIBOR やユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項導入の推進を含め、市場参加者の意見も伺いつつ、当局としての対応方針を検討してまいりたい。

10. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 4 月 1 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2021 年 8 月から 2022 年 1 月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が金融機関や暗号資産取引所等へのサイバー攻撃を継続し、暗号資産を窃取して資金洗浄を行っていること
 - ・ 複雑なネットワークを用いた、巧妙な海上制裁回避が継続していること等について記載されている。
- サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載・言及のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリングなどに、しっかりと対応いただく必要がある。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業や個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応をいただくようお願いする。

11. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ & Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の令和4年4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」を改正し、同日より適用している。
- 各金融機関においては、これらの改正内容を踏まえ、引き続き個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

12. 気候変動ガイダンスについて

- 金融庁は、5月26日まで「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリックコメント)を実施した。
- 本ガイダンスは、主として銀行および保険会社を対象としており、金融庁として、これらの金融機関の気候変動への対応を後押しする観点から、
 - ・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と各金融機関との対話の着眼点や、
 - ・ 各金融機関における顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示したものであり、一律の対応を義務付ける性質のものではない点、理解いただきたい。
- 金融庁としては、パブリックコメントでのご意見も踏まえたうえで、本ガイダン

スを最終化し、顧客企業の気候変動対応への支援の取組み等に関して保険会社との対話を進めていきたいと考えている。

13. 経済安全保障推進法について

- 5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、規制対象として、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

14. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 2021年度のシステム障害について、「障害発生の端緒」に着目して、原因と課題を分析中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

15. 「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」について

- 2021年度の金融機関(メガバンク、地域銀行、信用金庫)のITガバナンスの取組状況について調査中であり、6月中に結果を公表する予定。
- 各金融機関においては、本レポートも参考に創意工夫を重ねて、DX等の更なる推進に取り組んでいただきたい。

16. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」
の英語版の公表について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」について、英訳版を作成し、5月31日に金融庁ウェブサイト公表した。
- 金融庁のマネロンガイドラインやその考え方について、在外拠点や外国金融機関・外国当局等の方の理解の一助として、また、2025年以降に予定されている第5次 FATF 審査に向けて作成したものであり、金融機関においても、積極的に活用いただきたい。

17. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」
の一部改定案に係る業界へのコメント依頼について

- FAQ 本体については改訂を検討しており、5月20日に各協会に対して改訂案を送付し、意見やコメントを募集した。

18. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。
- 金融事業者の取組方針については、FD 原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。
- 顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。
- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組に関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定である。各金融事業者においては、引き続き、理解と協力のほどよろしくをお願いしたい。

19. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンスについては、2021年6月に報告書を公表して以降、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮といった同報告書の提言に沿って、施策を実施してきたところ。
- 簡単に各施策の進捗について紹介したい。
 - ・ 企業開示については、金融審議会ディスクロージャーワーキンググループで、サステナビリティに関する情報開示の充実について早急に取りまとめる予定であり、年内を目途に関係府令等の整備を進めていく。
 - ・ 市場機能の発揮については、JPXにおいて、ESG債の情報を集約する「情報プラットフォーム」を7月に立ち上げ、今後は、企業開示の充実も踏まえた企業データの集約・充実を検討していく。
 - ・ また、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関等について、ESG評価機関等、機関投資家、企業それぞれへの提言を取りまとめ、報告書として公表。特に、ESG評価機関等に期待される事項については、「ESG評価機関等に関する行動規範」として、取りまとめ、この夏に最終化予定、その後浸透を図っていく。
 - ・ ESG関連公募投資信託についても、実態調査を行い、先日プログ्रेसレポートとして課題を取りまとめており、監督指針の改正など更なる対応を行いたいと考えている。
 - ・ 金融機関の機能発揮については、金融機関向けのガイダンス（案）を4月末にパブリックコメントに付したところであり、今後、最終版を公表予定である。本ガイダンスを活用し、今後金融機関との対話を進めていきたいと考えている。
- こうした課題や取組みのほか、例えば、アセットオーナーの機能強化、専門人材の育成、気候変動に係る創業企業の支援など、様々な課題も指摘されている。

金融庁としては、引き続き、サステナブルファイナンスの推進を重要課題として進めていく。6月にも、有識者会議として、こうした課題の現状や施策の進捗状況、今後の課題を取りまとめていくことも検討しており、

日本損害保険協会においても、例えば、気候変動の物理的リスクの管理に向けた知見の向上をはじめとして、今後も様々な点で協力いただきたい。

20. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々なご協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げたい。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年5月 → 2022年5月)

交付枚数：約 3,813 万枚 → 約 5,577 万枚

人口に対する交付枚数率：30.0% → 44.0%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「保険業」における取得率は約 55%であり、全 98 業種のうち下位 3 分の 1 に含まれる 84 位となっている。

(参考) 今回 (2022年1月25日～2月4日) 調査における各業種の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4% (22位)

銀行業：60.9% (29位)

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4% (40位)

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4% (68位)

保険業 (保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5% (84位)

協同組織金融業：51.0% (97位)

- 他業種における取得率も上昇しているところ、今後、協力依頼を発出させていただく予定であるが、日本損害保険協会においては、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。
- また、政府としては、マイナポータルでの公金受取口座登録の受付を開始したとともに、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

21. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 5月18日から20日にかけて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議がドイツで開催された。共同声明では、ウクライナに対する支援やロシアの侵略戦争に対する協調した制裁対応のほか、①デジタル化や②サステナブルファイナンスにも言及されている。
- 特に①デジタル化に関しては、最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、暗号資産の規制に関して踏み込んだ言及が盛り込まれた。具体的には、金融安定理事会（FSB）に対して、暗号資産に関する一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施の推進を求めている。FSBでは現在、暗号資産が金融システム安定に与える影響の監視とともに、政策対応の検討を行っているところ。
- また②サステナブルファイナンスに関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるグローバルなベースラインに関する作業の進捗が歓迎された。全ての関係者に対し基準案の市中協議に参加することが呼びかけられている。

そのほか、市場参加者によるネットゼロ・コミットメントの策定や、サステナビリティ目標へのアラインメントが歓迎された。こうしたコミットメントの信頼性強化を公的セクターが支援する方法を検討するとされており、今後も金融機関の意見や取組みをよく聞きつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

22. 国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” の開催結果について

- 5月26日、金融庁主催の国際シンポジウム “Transition to Net-Zero: The Role of Finance and Pathway toward Sustainable Future” が盛会のうちに終了した。
- 当日は、会場・オンラインの参加を合わせ、約850名が参加した。当日の様子は金融庁HPに今後掲載予定であるため、参加できなかった金融機

関も是非確認して欲しい。

(注) 当日の様子は、以下の URL に掲載されている。

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220614/20220614.html>

- シンポジウムを通じ、トランジションという喫緊の課題を解決するため、産業界、金融界、政府機関、外部評価機関を含む国内外の主要なステークホルダーが垣根を越えて対話し、協力することの重要性が改めて確認できた。
- こうした協力を更に深め、ネットゼロに向けたトランジションやトランジションファイナンスの促進に向けた努力を続けることが重要。引き続き、金融機関と意見交換したい。

23. IAIS 関連の動向について

《6月のIAIS執行委・グローバルセミナーについて》

- 6月13日の週、クロアチアにて、IAISの執行委員会等の会合が開催される。主要なアジェンダの一つは、国際資本基準（ICS）と合算手法（AM）との比較可能性基準に係る市中協議案である。
- また、執行委員会と同時に、民間参加者も交えたコンファレンスである「グローバルセミナー」も開催される。こうした民間参加者も含めた対面の集まりは久々のことであり、有意義なインプットが得られることを期待している。

《その他のIAIS関連動向》

- 一部の会社には、例年通りICSに係るデータコレクションに係る各種の作業を頼んでいる。相応の業務負荷が生じる作業であると理解しているが、ICSに係る検討の材料として極めて重要なものであり、引き続き協力して欲しい。
- また、2023年IAIS年次総会の日本開催については、4月1日付で「IAIS年次総会準備室」を設置したほか、6月7日に閣議決定された「新しい資

本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においても言及されている。金融機関とも密に連携しつつ、着実に準備を進めていく予定。

(参考) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定) (抄)

4. 金融市場の整備

(国際金融センターの実現)

- ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAIS (保険監督者国際機構) の 2023 年年次総会などを我が国において開催し、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督の在り方などの国際的な議論を積極的に主導する。

24. NGFS「気候関連リスクによるリスク差異の把握に関する進捗報告書」について

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークである NGFS は、5月19日に、気候関連リスクによるリスク差異に関する進捗報告書を公表。
- 当該報告書は、2020年5月に公表した報告書をアップデートするため、対象を拡大して97の金融機関及び3つの信用格付機関への調査を実施し、その結果を取りまとめたものである。調査に協力した金融機関に感謝したい。
- 調査の結果、前回に引き続きグリーンと非グリーン資産との間のリスク差異は認められなかった。また、前回と比較して、金融機関のリスク管理においてグリーンと非グリーンの二分法が用いられている事例は少なく、カウンターパーティの移行への準備状況や移行戦略の信頼性により差異を設けるなど、粒度の高い対応がなされていることが分かった。
- 金融機関等における具体的な対応事例なども掲載されており、参考に確認して欲しい。

(以上)